



が公布された。今後は行政 ゆる「デジタル手続法」1 手続の原則オンライン化が 種施策が講じられる。 てもデジタル化のための各 推進され、税務手続におい 令和元年5月31日にいわ

の税制改正で、運用上の取 においては、<br />
平成23年12月 ところで、税務調査手続

> 正が行われ、税務調査にお扱いを法令上明確にする改 いて、デジタル化の観点か 調査における事前通知につ いては法令上規定がない。 ら、その具体的な方法につ ける事前通知も法令上明確 に規定された。しかしなが そこで、本稿では、税務

> > 使に当たる行為をいう。)

の通知その他の法令の規定

通知(不特定の者に対して に基づき行政機関等が行う

行うもの及び裁判手続等に

ら若干の検討を行う2。

その具体的な方法は限定さ 書による通知や電子メール 調査における事前通知は、 れない。したがって、税務 こと」が「通知」であって、 為」と解されている3。 特定多数の人に知らせる行 なわち、相手に「知らせる 頭による通知のほか、文 長官が定めるものとされて う処分通知等のうち国税庁 定に基づき税務署長等が る処分通知等は、法令の規 含まれると考えられる。 事前通知も「処分通知等」に おり、税務調査における事 a xにより行うことができ かし、税務署長等が e - T

項を通知するものとされて

対し、その旨及び一定の事

(税務代理人を含む。) に

かじめ、その納税義務者

合には、原則として、あら

て質問検査等を行わせる場

者に対し実地の調査におい 又は税関の職員に納税義務

税務署長等は、国税庁等

税務調査における事前通知

いる (国通法74の9①)。

う」としている。 として電話により口頭で行 け)」(問12) では、「原則 関するFAQ (税理士向 における「税務調査手続に との点について、 国税庁

段の規定を置いていないと

は、国税通則法において特

「通知」の定義について

考えられる4。

による通知も認められると

3

マイナポー

タル等の活用

とろ、一般的には、「意思

又はある事実を他人に知ら

ある事項を、特定の又は不せること」や「行政庁が、

については、いわゆるデジ 国税に関する処分通知等 分通知等電子情報処理組織を利用した処 省令らにより、電子情報処 理組織を利用して行うこと

関係法令に係る手続の主務 タル行政推進法5及び国税

税においては「国税電子申 ができるとされており、

玉

e)を行政機関や事業者な

Programming Interfac

開始される。これらは、

どに提供し、行政又は民

保険・税手続について、

OAPI (Application

とともに、マイナポータル なサービスを提供している

ナポータルは、他にも様々

確認するためのポータルサ

割を担うこととなる。 の基盤として、中心的な役

にやり取りされているかを

フラである「マイナポータ

」は、行政機関等におい

自分の情報がどのよう

は、行政手続のデジタル化 すなわち、マイナポータル ことが期待されている。。

る。第一義的には、 理権限の確認の問題であ

税務代

まず、一つ目は、税務代

理権限証書を提出している

マイナンバー制度のイン

のサービスの開発に繋がる

イトである。しかし、マイ

庁の処分その他公権力の行 知等」とは、「処分(行 告・納税システム」(以下 12)。ここでいう「処分通 ジ推進法7、国税省令9~ を利用することとなる(デ e-Tax」という。)

ける事前通知のデジタル化 おいてはe-Taxにより る)表示をする場合に限り、 直す必要があろう(デジ推 においては、上記方式も見 ることから、税務調査にお する方式」による必要があ 請等に併せて入力して送信 処分通知等を受ける旨を 行うことができる。国税に ける旨の(一定の方式によ 織を使用する方法により受 る者がその電子情報処理組 は、その処分通知等を受け を利用して行う処分通知等 「当該処分通知等に係る申

とから、税務調査における

(デジ推進法3九)をいうこ おいて行うものを除く。)」

> 平成30年国税庁告示第8 前通知はその定めに含まれ を行うことはできない。 号)7。そのため、現在は、 ていない (国税省令92、 e - Taxにより事前通知 なお、電子情報処理組織

進法7①但書、国稅省令11

それを行政機関等が必要に を「クラウド」に記録し、 出に代えて、必要なデータ ある。また、事業者から行 政機関等への調書類等の提 で行うことができるもので ンラインかつワンストップ ィナポータルを通じて、

業が有する従業員情報の新 活用した行政手続は、行政 ている。このクラウドを 応じて参照するという「企 れる予定である。その他、 行う処分通知等でも活用さ 機関等から事業者に対して い提出方法」も検討され

> も、従業員がマイナポータ して活用できるようにな 必要な情報を一元的に取得 ル等を通じて、年末調整に 整手続の電子化において 本年から開始される年末調

化に当たっては、マイナポ おける事前通知のデジタル 討されており、税務調査に ータル等も含めて検討すべ もとより、個人事業主や法 イナポータル等の活用が検 へにおける<br />
行政手続でもマ 以上のように、一個人は

## 事前通知のデジタル化とその課

の課題がある。 タル化するには、いくつか 知に係る全ての手続をデジ のの、システム的には十分 知のデジタル化は、法令上 可能である。一方、事前通 若干の整備が必要であるも 税務調査における事前通

ワンストップサービス」が 中には「社会保険・税手続 ス」が、また、令和2年度 人設立ワンストップサービ へ設立手続や従業員の社会 本年1月20日からは「法 限らない (国通法709 護に関する意識の高まりや 電話で税務代理権限を確認 ①、税理士法34①)。現 理関係が継続しているとは るが、その時点で、税務代 税理士に通知することにな しているが、昨今の情報保 は、事前通知に先立って、

> 考えられる10。 と、好ましい方法とはいえ 行政の円滑化を考慮する る措置を講ずることなどが ない。この点、例えば、税 務代理権限を常に明確にす

的な理由が必要になること おいて、その日時又は場所 知すべき調査開始日時を決 ②)。そうすると、どのよ を変更する場合には、合理 及び税理士の都合を聴取 知に先立って、納税義務者 必須である(国通法74の9 から、実務上は事前調整が 定している。事前通知後に 題である。現在は、事前通 を行うかが問題となるが うな方法で接触し事前調整 二つ目は、事前調整の問 日程調整の上、事前 通

れる。 照するなどの方法が考えら えば、マイ 務者又は税 局がフラグをたて、納税義 クローズドな空間で税務当 方法が採用されており、例 個人認証を用いたログイン ルにログインするには公的 当ではない 報漏えい等リスクがあり適 電子メール ールアドレスの誤り等の情 ナポータル等の が理士がそれを参 。マイナポータ による接触はメ

鈴木涼介 【神田】

通法655等)の問題であ 調査通知を行う場合が多 る。現在は、日程調整時に 三つ目は、 今後もその運用は変わ 調査通知(国

> 記二つ目の問題と関連する る。なお、この問題は、上

ことから、両者を合わせて

検討する必要があろう。

とが起り得ることから、リ 税等が課されるといったこ 税省令10)。いつ調査通知 らないと考えられる。 e -れば、不意に過少申告加算 きる措置などが必要とな を受けたのか認識できなけ れる(デジ推進法7③、国 領専用の個人ファイルに処 れた時に到達したものとさ 分通知等に関する記録がさ は、e-Taxにおける受 アルタイムで通知を認識で axによる処分通知等

## おわ りに

続の透明性及び納税者の予知のデジタル化は、調査手 見可能性を高めるととも 税務調査における事前通

とから、積極的に検討すべ

からも有益なものであるこ に、行政コスト削減の観点

情報通信技術の活用によ

図るための行政手続等にお運営の簡素化及び効率化を ける情報通信の技術の利用 の利便性の向上並びに行政 る行政手続等に係る関係者 正する法律 に関する法律等の一部を改 本稿では、紙幅の都合上、

られている

典 [第5版]』(有斐閣) 93 調査終了時に係る通知につ いては割愛する。 高橋和之他『法律学小辞

8頁。

行政の推進等に関する法律(弘文堂) 979頁。(弘文堂) 979頁。 推進等に関する省令(以下通信技術を活用した行政の (以下「デジ推進法」という。) 国税関! 係法令に係る情報

事業者の登録等に係る通知 (消法57の20、平成28年改 正法附則4③)、更正の請求 「国税省令」という。) 適格請求書発行

きである。 納税証明書等の一定の証明 通法23④、24、26、32⑤)、 措法41の2の28、97)に限 書の交付(国通法123①、 に係る一定の処分通知等(国

号制度推進室資料)。 その機能を活用できるよう もの」である(内閣官房番 提供とは、「外部のWEBサ に必要な仕様等を作成し、 ナポータルにアクセスして ービスのシステムからマイ 一定の要件の下で公開する マイナポータルのAPI

情報化統括責任者連絡会議 進に係る課題の最終整理」 会保険・税手続のオンライ ン・ワンストップ化等の推 (平成31年4月18日各府省 一企業が行う従業員の社

確化は、「次期税理士法改正 会連合会制度部) において も指摘されている。 に関する答申」(日本税理士 納税者との委嘱関係の明